

尼崎市監査公表第7号

地方自治法第242条第9項の規定に基づき、別紙のとおり住民監査請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年9月2日

尼崎市監査委員 村上卓史
同 藤川千代



尼総企第610号-3

令和4年9月1日

尼崎市監査委員

村上卓史様

藤川千代様

尼崎市長

稲村和美



尼崎市職員措置請求に係る監査結果を受けた措置について

尼崎市職員措置請求に係る監査結果（尼監第244号-64）を受けて、別紙のとおり措置を講じたので、通知します。

なお、本件については市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第3条第1項に基づき、議会事務局において返還請求事務を行うこととしたことも併せて通知します。

以上

（総務局企画管理課）

尼総企第610号

令和4年9月1日

日本維新の会尼崎市議団幹事長
辻 信 行 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



政務活動費の返還請求について

尼崎市職員措置請求に係る監査結果（尼監第244号-64）を受けて、下記のことについて求めます。

記

- 1 令和3年度に日本維新の会尼崎市議団に交付した政務活動費のうち521,470円について、令和4年9月20日までに市に返還すること。これにあたっては、令和4年5月12日の翌日から同年6月24日まで760,330円、同年6月24日の翌日から返還済の日まで521,470円、それぞれに係る年3分の金員の支払いも併せて求める。

以 上
(総務局企画管理課)



尼総企第626号-2
令和4年9月1日

尼崎市監査委員

村上卓史様

藤川千代様

尼崎市長

稲村和美



尼崎市職員措置請求に係る監査委員の意見について

尼崎市職員措置請求に係る監査結果（令和4年8月19日付け尼監第244号-64）において、ご意見をいただきました。

まず、「議会事務局の補助執行として行われている現在の事務の一部を市長部局の職員が直接担う、或いは議会事務局との2重チェック体制を構築するなど、その体制強化の検討が必要」とのご意見についてですが、この度の事案の発生の主たる原因は議会事務局のチェック体制の弱さではないと認識しており、また、限られた職員数のなかにあつて、より優先順位の高い課題も数多くありますことから、現在のところ2重チェック体制等を整備することは予定しておりません。

一方で、今回のような事案の再発を防止するためには、ルールや手続きを早急に改善することが極めて重要だと考えますので、「制度運用上の必要な事項について、条例等に基づき議長と協議するなど、よりガバナンスの発揮に努められることを望む」とのご意見を踏まえ、議長に対する意見として監査委員が求められたことに加えて、別紙のとおり議長に申し入れましたので、通知いたします。

以上

（総務局企画管理課）

尼崎市議会議長

津田加寿男様

尼崎市長

稲村和美



尼崎市職員措置請求に係る監査委員の意見への対応について

尼崎市職員措置請求に係る監査結果（令和4年8月19日付け尼監第244号-64）において、市長に対する意見として、「制度運用上の必要な事項について、条例等に基づき議長と協議するなど、よりガバナンスの発揮に努められること」が求められています。

併せて、議長に対する意見として、手続きやルールの更なる具体化と徹底及び議会の主体性を発揮した広範な再発防止策の検討が求められています。

市議会ではすでに、政務活動費の制度検証等特別委員会が設置されているところですが、政務活動費については、たとえ最終的に使途基準に合った取り扱いがなされたとしても、公費の出金から実際の必要経費の支払いまでに一定の期間が生じ、その間に私的な流用や運用がなされうるとすれば問題であり、そのようなことが発生することのないように制度を改正する必要があると考えます。

よって例えば、少額の場合は精算払いを導入し、金額が大きく立替が難しい場合は、出金から実際の支払いまでの期限を短く制限するなど、具体的なルールの改善・強化を早急に検討し、その結果を報告いただきますよう、市長として要望いたします。

なお、今回の監査結果では、カードで付与されたポイントについては市に損害が生じたといえないとされており、それに異を唱えるものではありませんが、上記同様、公金を元金として私的利益が発生しうるとすれば適切とはいえないため、現行の尼崎市議会における政務活動費運用マニュアルの運用が徹底されるよう、ポイント等の取り扱いについても手続きの厳格化や新たな仕組みの導入を検討されるよう、あわせて要望いたします。

以上

（総務局企画管理課）